

第36回中城村農業委員会会議（総会）議事録

1. 招集年月日 平成26年8月25日（月）
2. 招集の場所 中城村役場 多目的会議室
3. 開催日時 平成26年8月25日 14時00分から15時30分

4. 出席委員

- 1番 新垣 秀則（会長）
- 2番 平安名常彦（会長職務代理者）
- 3番 多和田眞吉      4番 新垣 直也
- 5番 新垣 勉          6番 新垣 勇
- 7番 安里 健一      8番 比嘉 盛安
- 10番 與那嶺正敏    11番 花城 伸吉

5. 欠席委員

- 9番 外間 博則

6. 議事日程

- 第1 会期の決定について
- 第2 議事録署名委員の指名について
- 第3 案件
  - 議案第146号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
  - 議案第147号 下限面積（別段の面積）について
  - 報告第52号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
  - 報告第53号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

7. 出席職員

- 事務局長 津覇 盛之
- 係 長 新垣 忍
- 主 事 新垣 勝之

8. 会議の概要

これより第36回農業委員会会議（総会）を開会いたします。  
会期についてであります。本日1日でよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり

議長（会長）

異議なしでありますので、本日25日の1日限りに決定します。  
議事録署名人の指名ですけれども、7番さんと8番さんになっておりますので、よろしく  
お願いします。  
早速、案件について事務局より議案第146号 農地法第5条の規定による許可申請に対す  
る意見について説明をお願いします。

事務局長

それでは1ページをお願いします。

（議案第146号を議案書をもとに朗読）

<p>事務局長</p>	<p>補足の説明をいたします。</p> <p>1番及び2番は、借受人が、申請地を造園資材置場及び植栽場として使用するために、貸付人より申請地を使用貸借し、転用するものであります。</p> <p>申請地の周辺は、住宅や公共施設等が存在し、隣接する周辺農地も小集団で耕作放棄され山林原野化し、農業上の公共投資の予定もなく、運用通知第2の1のカの（ア）、その他の農地（第2種農地）に該当するものと判断され、転用する面積も妥当であり、他に代替する土地等もないことから、許可はやむを得ないものと思われます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>提案理由の説明が終わりました。休憩をとり現場調査に向かいたいと思います。</p> <p>休憩いたします。</p> <p style="text-align: center;">（ 現 地 調 査 ）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>再開いたします。</p> <p>議案第146号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について質疑に入ります。ご質問等がありましたらどうぞ。</p> <p style="text-align: center;">「進行」の声あり</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>進行の声がありますので、進行いたします。</p> <p>どなたかご意見をお願いします。7番、どうぞ。</p>
<p>7番</p>	<p>議案第146号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてであります。先ほど事務局のほうからの説明もあり、現場調査も行っております。この1番、2番、●●原の申請地、今まで地権者のご兄弟が花木栽培、そういうのを行っていたんですが、何か今後はやらないということで、そのままにすると遊休地化する恐れがありますし、借受人のAさんが造園資材置場兼植栽場として活用したいということでもありますので、本員は許可相当としたいと思ひます。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>ただいまのご意見に異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">「異議なし」の声あり</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>異議なしでありますので、議案第146号については許可相当といたします。</p> <p>続きまして、議案第47号 下限面積（別段面積）の設定について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>それでは3ページをお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">（議案第147号を議案書をもとに朗読）</p>

<p>事務局長</p>	<p>次のページ、別段の面積の算出の表となっております。まず、1. 設定区域は、中城村全域といたします。2. 経営耕地面積10 a 刻みの農家総数が、2010年農林業センサスによって総農家が522戸、10 a 未満が10戸、10～20 a が208戸、20～30 a 152戸、30～40 a が45戸、40～50 a が33戸、50 a 以上が74戸となっております。3. 経営耕地面積規模別農家数割合が、まず10 a 未満が農家数10戸、農家数割合1.9%、20 a 未満、農家数218戸、農家数割合41.7%、30 a 未満、農家数370戸、農家数割合70.8%、40 a 未満、農家数415戸、農家数割合79.5%、50 a 未満、農家数448戸、農家数割合85.8%。規則第17条第3項の「おおむね100分の40を下回らない面積」となっておりますので、この表でいきますと、20 a 未満が41.7%で40%を超えておりますので、20 a 未満を下限面積としております。以上です。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>ただいま事務局から説明がありましたが、下限面積について、何か質問等がありましたらお願いします。</p>
<p>7番</p>	<p>10 a 未満、これは農業を実際にやっている総面積では、遊休農地以外の面積でしょう。</p>
<p>事務局長</p>	<p>経営耕地面積という考えですけれども、やはり耕地ですから耕作放棄地は入らないかと思えます。</p>
<p>7番</p>	<p>今回のからすると、例えば10 a 以上は、農業従事者との関係もあるんですが、これは届け出されたものですか。それとも実際に…。</p>
<p>事務局長</p>	<p>こちらは5年おきに調査するセンサス、それに基づいた数字でして、これは統計資料なものですから企画課のほうで調査して、総合事務局のほうで取りまとめているんです。これは多分、調査員がある程度確認して、聞き取りで確認された数字だと思います。</p>
<p>7番</p>	<p>何パーセントぐらいでしょうか。実際に耕作、例えば遊休農地以外の畑があるわけでしょう。実際の耕作面積というのはそのうちの何パーセントなんでしょうか。</p>
<p>事務局長</p>	<p>その辺までは、大体約40haぐらいが耕作放棄地ですから、農振農用地に限ってですけれども、370haの農振農用地のうち、約40haぐらいが耕作放棄地だということですね。</p>
<p>7番</p>	<p>40って40%ということでしょうか。そんなにはないですよ。</p>
<p>事務局長</p>	<p>そんなには…。370ですよ。この農振以外、斜面地が大部分ですよ、実際、耕作放棄地。これはもうあくまで軽減した面積ですからね。今、総農家数の中には販売農家と、あと自給的農家と。販売農家というのは、基本的には専業農家、これで当然金銭というか、所得を得ているという人たちで。</p>
<p>7番</p>	<p>アタイグッも入っているわけね。</p>
<p>事務局長</p>	<p>それ以外はもうアタイグッですね、349戸は。そういう内訳ですね。</p>

7番	はい、わかりました。
議長（会長）	8番、どうぞ。
8番	次の3番のうち、耕地面積の割合というのはパーセンテージで示されているんですよね。
事務局長	はい。
8番	これでよくわからないんだけども…。
事務局長	総農家数が522戸ですから、この3番目の経営耕地面積規模別農家数割合というのが、まず10a未満は、上の2の表から10戸になりますよね。20a未満は10戸と、その次の10～20aの208戸を足したのが、この20a未満の農家数になります。それを当然、総農家数522戸に対しての218戸ですから41.7%ということですね。
8番	パーセンテージ、トータル100%じゃないよね。
事務局長	以上がありますからね。
事務局	50a以上の74戸足したら100%になりますよ。
事務局長	最後の50a以上はその数字の中に反映されていけませんので、それが入ってくると100%になります。50a以上はまず設定はしませんので、それはもう県で…。県では50a、都道府県、最高が50aです。
8番	ああ、そういうのがあるの？
事務局長	北海道が2ha。最高が50aで、60a以上というのはまずできないわけです。市町村ではね。基本的に50a未満のものしか…。
11番	最初は40aです。
事務局長	前はですよ。40aから30aになった。ちなみに、北中城村も20aですよ。西原町がまだ30aぐらい。うるま市も30aですよ。農地面積からすると、約20aぐらいが今のところ妥当かなと思われまじけれども。
議長（会長）	よろしいですか。  「はい」の声あり
議長（会長）	事務局から説明がありましたとおり、今年度は方針のとおり、現行の下限面積、別段面積20aの変更を行わないということによろしいですか。

<p>議長（会長）</p>	<p>「異議なし」の声あり</p> <p>ありがとうございます。そのように行っていきます。 それでは報告第52号と53号について、事務局長より報告をお願いします。</p> <p>（報告第52号及び報告第53号を朗読する前に以下を説明）</p>
<p>事務局長</p>	<p>市街化区域内の農地をあらかじめ農業委員会に届け出て、権利移動と農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第4条第1項及び第5条第1項に規定される許可は不要とされているもので、今回は4条の届出が1件、5条の届出が1件ありました。内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、朗読してご報告いたします。</p> <p>5ページをお願いします。</p> <p>（説明後議案書をもとに朗読）</p>
<p>事務局長</p>	<p>以上で報告を終わります。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>以上をもちまして議案、報告が終了いたしました。 第36回農業委員会総会を閉会いたします。</p>
<p style="text-align: center;">閉会 15時30分</p>	
<p>中城村農業委員会規則30条第2項の規定によりここに署名する。</p>	
<p style="text-align: right;">中城村農業委員会会長 新垣 秀 則</p>	
<p style="text-align: right;">議事録署名人 7番委員 安 里 健 一</p>	
<p style="text-align: right;">議事録署名人 8番委員 比 嘉 盛 安</p>	